

第 74 回 大磯町下水道運営審議会議事録

日 時 令和8年 5 月 15 日（金）午前 10 時～午前 11 時 30 分

場 所 大磯町本庁舎 4 階第 1 会議室

出席者 委員）大田委員（会長）、二宮委員（副会長）、平塚委員、高橋委員、古川委員、小林委員、石井委員、谷口委員、野崎委員 以上 9 名
事務局）近藤都市建設部長、福田河川・下水道課長、杉山副課長兼係長、奥津主任主事
傍聴者）0 名

- 都市建設部長あいさつ
- 会長あいさつ
- 議事

事務局

「大磯町下水道運営審議会規則第 6 条第 2 項」の規定により、会議開催の定数に達しておりますので、このまま会議を開催させていただきます。

本日の審議会の議事としましては、（１）「公共下水道使用料の改定について」でございます。

なお、審議会につきましては、議事録を作成するために録音をさせていただきますので、ご承知をお願いいたします。

それでは、大磯町下水道運営審議会規則により、会長が議長を務めることになっておりますので、大田会長、審議会の公開についての確認と会議の進行について、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、まず、議事に入ります前に、会議の公開について、委員の皆様のご意見をお諮りしたいと思います。

本日の議事は、「公共下水道使用料の改定について」となっております。

個人情報に係るものではないため、会議を非公開とすべき事項ではないものと考えられますが、委員の皆様どうでしょうか。

委員了承

議 長

それでは、委員の皆様から承認されましたので、本日の会議は公開といたします。事務局に伺います。本日傍聴希望者はいられますか。

事務局

いらっしません。

議 長

傍聴人がいないということなので、引き続き、議事に入らせていただきます。議事に入るにあたり、資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

資料について確認

議 長

それでは、本日の議事であります（１）「公共下水道使用料の改定について」事務局より説明してください。

事務局

それでは、議事（１）「公共下水道使用料の改定について」ご説明いたします。

まずは、簡単に前回審議会の確認をさせていただきたいと思います。

これまでの、下水道使用料の改定に関する検討において、このような表と照らしあわせて確認いたしました。こちらの表は、下水道使用料を考えるにあたって、手引きとして活用されている「下水道使用料算定の基本的な考え方」の中で示されている、使用料算定のフローです。

上半分が、「使用料対象経費等の算定」のステップとされており、経営状況から見て、下水道使用料収入が十分であるのか、不足しているならばどの程度足りていないのか、ということをはっきりと、改定率を考えるステップとなります。図ではグレーで表示しており、これまでの審議会及び経営戦略の中で検討が完了している部分で、使用料の増収目標として、まず、令和９年度の使用料改定で、２０％の増収という検討結果が出ております。

そして、下半分の緑色の部分が、「使用料体系の設定」を示している部分で、前回と今回の審議会で検討していく部分となりますが、項目としては４つあります。

a) 使用料対象経費の分解、b) 利用者群の区分、c) 使用料対象経費の配賦、d) 使用料体系の設定です。前回審議会の中で、各種項目について現状の分析結果などをご確認いただいております。今回の審議会では、分析結果から作成した改定パターンを基に、新たな料金表を決定していただく予定をしております。

こちらは、新たな料金表を検討いただく際のポイントについて、現在の本町の料金表に落とし込んだものです。

赤枠で囲ってある一番左の部分が基本使用料の部分で、使用料対象経費のうちの、需要家費や固定費を賄う部分となりますが、基本使用料でどの程度賄うこととするか、などを検討する必要があります。また、前回審議会において、基本使用料については、現在の基本水量制から、基本料金制へ移行することを決定いただいております。

続いて、真ん中の部分の従量使用料単価の部分では、水量区分の細分化の程度などが検討事項となります。

そして、その右側の単価の部分では、各水量区分の単価設定、また、それぞれの逓増度をどのように設定するか、という点があります。

最後に、一番下の公衆浴場汚水です。現在、当町ではこちらを適用しているところはなく、これまでの改定においても変更はしておりません。

こちらは、基本使用料と従量使用料を設定するにあたって、使用料対象経費を、それぞれに配賦する際の考え方を図にまとめたものです。

「下水道使用料算定の基本的な考え方」によりますと、使用料対象経費を大きく分けると、上段左側の「資本費」と右側の「維持管理費」に分けることができます。「資本費」は、減価償却費や支払利息などで、経費の性質としては、「固定費」に分類されます。一方、人件費、動力費、修繕費などの「維持管理費」は経費の性質としては、「変動費」や「需要家費」に分けられます。「固定費」「需要家費」「変動費」を使用料体系に配賦する際には、「固定費」と「需要家費」は、使用水量の多寡に関わらず、すべての使用者が負担すべきものであるため、「基本使用料」として徴収するものとなります。また、「変動費」は使用水量の多寡に応じて変動する経費であるため、「従量使用料」で賄うべきものとされます。

しかし、「基本使用料」で賄うべき、「固定費」の額は使用料対象経費のかかなりのパーセン

テージを占めることが多く、一般的に、すべてを基本使用料で賄おうとすると、非常に高額になり、現実的には設定できない金額となります。そこで、図の中にありますように、中段左側の「固定費」からは、緑色の「基本使用料」だけでなく、青色の「従量使用料」へも矢印が伸びておりますが、一定割合以上は、従量使用料で賄うことで使用料のバランスを図るということを行う必要があります。

次に、各パターンを検討いただくにあたり、検討項目について確認いたします。

まず、基本使用料については、前回の審議会において現行の基本水量制から基本料金制へ移行することを決定いただきました。また、この基本料金の水準についても、パターンによって異なるものとなっておりますので、ご検討いただきたいと思います。

次に、水量区分の設定についてです。現行は基本水量区分＋8段階の従量区分としておりますが、合計9区分程度という設定は、「下水道使用料算定の基本的な考え方」の中でも、標準的な区分数とされております。今回、基本料金へ移行するため、現行の基本水量区分を2つの水量区分に分け、基本料金＋10段階の従量区分という形式を基本的な形と考えております。

次に、少量排水者への配慮についてです。こちらについては、この後のパターン検討の際に具体的に比較いただきたいと思います。約半数のケースで、16 m³未満の排水者については、他の区分より改定率が低くなる結果となっております。

次に、従量使用料の逓増率についてです。前回審議会において、どこかの水量区分に偏った単価を設定することは、根拠も乏しく難しいという観点から原則としては同程度の改定率となることを目標とするという方向性がでておりましたので、それを念頭に置いてパターンを作成しております。

最後に改定率です。先ほどの逓増率の話で、同程度の改定率を目指すということを申し上げましたが、その改定率については全体の増収目標である「20%」を基本の改定率として設けることを基本としたいと思います。

こちらは、さきほどのスライドの中で、2段目にありました「水量階層の設定」について、具体的にお示ししたものです。左側が現行の水量区分設定、右側が改定検討時の水量区分です。基本料金制へ移行することで、これまでなかった0 m³から8 m³、9 m³から16 m³という2階層を加えております。17 m³以降の区分については、現行と同様の区分設定としております。

具体的な改定パターンの検討に入る前に、確認の意味でもう1スライドご覧ください。

こちらは、使用料算定を行う際に、具体的にはどのような計算が行われるのか表記したものです。

料金体系は、基本料金制を導入した形で作成しております。単価設定などは検討いただくパターン等とはリンクしていないものということでご承知おきください。

右の計算例をご覧ください。使用者Aは使用水量が7 m³のため、料金体系の水量区分は①の1～8 m³の部分にあたります。この区分のm³あたりの単価は13円になりますので、従量料金は7 m³×13円で、91円となります。そこに基本料金の1,945円を加算し、使用料は2,036円となります。

次に、使用者Dの場合を見てみます。使用水量は75 m³ですので、従量料金を計算する際に関わってくる水量区分が複数あることとなります。75 m³使用の場合、①～⑤の水量区分の単価を使用して計算します。具体的には、8 m³までを①の単価で計算しますので、8 m³×13円で104円、次に②の水量区分の中で、8 m³使用していることとなりますので、8 m³×13円で104円、③の水量区分では24 m³使用していることとなりますので、24 m³×155円で3,720円、④の水量区分では、20 m³使用し20 m³×170円で3,400円、⑤の水量区分では、15 m³使用し、15 m³×187円で2,805円となります。

それぞれの水量区分で算出した従量使用料を足しますと、10,133円となり、そこに基本料金1,945円を足しまして、使用料は12,078円となるという計算方法です。

こちらでご確認いただきたいのは、使用水量があがりますと、単純にその階層の単価とm³数をかけて計算するのではなく、①の水量区分から順番に計算していくこととなる点です。

つまり、少量の m^3 単価は、必然的にほぼすべての使用者に影響するため、影響範囲が大きくなるということとなります。

それでは、ここからは具体的な料金体系のパターン検討に入ります。

まず、各パターンの作成にあたりそれぞれのパターンをパターン群として分けて、設定内容をグループ化しました。

今回は、大きくわけて4つのパターン群の中に合計で8つのパターンを作成しました。

まず、パターン A 群は、基本使用料と従量使用料の割合に着目した設定となっています。現行の基本使用料と従量使用料の割合に近い、3：7にするように設定し、基本料金を1,945 円としました。

次にパターン B 群は、基本使用料の割合を現行よりも低く設定し、現行の基本水量区分の使用者の改定率が急増しないよう配慮したものです。基本料金額を2つ設定し、それぞれ2パターンずつ案をご用意しました。

次にパターン C 群は、基本使用料を現行の基本水量と同額に設定することとし、基本料金を1,790 円にしています。従量使用料の設定の仕方を変え2パターン作成しました。

最後にパターン D 群は、パターン C 群と同様、基本使用料を現行の基本水量と同額に設定しますが、従量単価の設定について、改定率を目安にして設定するのではなく、単一の単価で設定しているものです。

設定内容の記載にありますように、各パターンでご注目いただきたいのは、基本使用料の設定額の違いと、それに伴う従量使用料の単価設定の違いとなります。

ここからは、8つの料金体系パターンについてご説明させていただきます。こちらの表は、それぞれどのような考え方で設定しているか、どのような結果を得られたか、を一覧にしているものですが、各パターンのご説明にあたっては、この表よりも各パターンの算出結果をご覧いただきながらの方がご理解いただきやすいと思いますので、皆様はページをお進みいただき、18 ページ以降をご覧いただきながらご説明を聞いていただきたいと思います。

それではまず、パターン A です。こちらは、基本料金の設定の際に、基本使用料と従量使用料の割合を現行と同程度の3：7に設定したものです。基本料金の金額としては、表の右側赤枠で囲ってあります部分の右から2行目、一番上の0 m^3 の段に記載されているとおり、1,945 円となります。ここで、この1,945 円の算出方法について、確認したいと思いますので、資料が前後いたしますが、13 ページへお戻りください。

こちらの資料は、パターン A の基本料金の算定の仕方の解説となっております。

グラフは、令和6年度の汚水処理経費を分解したものです。右から2つ目の棒が使用料対象経費を表しております。使用料対象経費 328,924 千円について、科目ごとに濃い色の5色で色分けしておりますが、その経費を「需要家費」「固定費」「変動費」の3種類に分け直したものが、一番右の薄い色味のグラフです。薄い緑色が固定費で、使用料対象経費の70%を占めております。基本使用料で賄うべき、固定費と需要家費を合わせますと、約74%に相当することがわかります。

令和12年度の使用料対象経費の見込み額、395,500 千円をこの比率で経費分解しますと、基本使用料で賄うべき金額は、1件あたり4,790 円となります。現行の基本使用料は1,790 円ですので、約2.7倍となることがわかります。

経営の安定化のためには、使用水量の多寡に関わらず賦課することができる基本使用料の金額を高くすることが望ましいですが、4,790 円は特に少量排水者に対して非常に大きな負担となることから、基本使用料の割合を、現状と同等の使用料対象経費の30%程度に抑えるということを考え、算出した結果が1,945 円という金額になっております。

今のお話を図解したものが、次のページになっております。

左側が、基本使用料で固定費と需要家費を賄い、変動費を従量料金で賄う、いわば理想的な賦課をした場合の図です。令和12年度の経費をあてはめると、一番下の水色の需要家費と真ん中の固定費の部分が、分厚くなっており1件あたり4,790 円という費用になることを表しています。そして、右側の図が、緑色の固定費の部分を薄くした場合の図です。基本料金の固定費を薄くすることにより、基本料金を減額することができますが、その分、一

番上の従量料金の部分に削減した固定費を上乗せすることになります。従量料金への賦課になりますので、排水量の多い使用者により多くの固定費を負担してもらうこととなるという構造がわかります。

それではスライドは 18 ページへお戻りください。

基本料金 1,945 円に対し、従量使用料はどうかといいますと、こちらは、16 m³以上の従量料金を、現行の 20%増と設定したものとなっております。16 m³というのは、現行の基本水量の最大値であり、従量単価を検討するにあたって、その 16 m³を使用した際に、現行の 20%増となる料金を設定するという方法で算出したものです。なお、水色の網掛け部分は、現状、使用者数の多い水量区分 3 つについて、色を付けております。この 3 つの水量区分に 72.5%の使用者がいる状況となっており、最も影響範囲の多い階層がこのあたりの階層ということになります。その 17 m³以降の水量区分についても約 20%の改定率となる単価を設定することができるものとなっております。

このパターンの特徴としては、基本料金が現行より高くなるため、すべての水量区分で増収となります。また、固定的収入となる基本使用料の割合が、すべてのパターンの中で最も高く、経営面では有利なパターンといえます。表の下にありますグラフをみていただきますと、グラフの青色の棒が現行使用料を、オレンジの棒が改定パターンの料金推移を表しておりますが、パターン A は、グラフの出発点の時点でオレンジの線が上回っており、現行より微増した料金であることがわかります。また、すべての水量区分でオレンジの線が青い線の上になっており、現行よりもすべての水量区分で増収であることがわかります。

次に、ここからはパターン B 群に入ります。パターン B 群は、先ほど、基本使用料の割合を現行よりも低く設定したものとご説明しました。パターン B 群には 4 パターンございますが、その中で、2 種類の基本料金を設定し、そのうえでそれぞれ異なる従量使用料を設定しております。

まず、パターン B-1 と B-2 については、基本料金を 1,070 円に設定しております。その算出方法について、資料をご覧くださいと思いますので、再度ページをお戻りいただき、15 ページをお開きください。

パターン B-1、B-2 の基本料金の設定方法についてです。基本料金は、先ほど確認したとおり、本来はこの左側の図のとおり、4,790 円という多額の基本料金を賦課するべきところですが、現実的な基本料金を模索するにあたり、パターン B-1、と B-2 については、1,070 円という額を設定しました。その設定に際しての算出方法は、右側の図をご覧ください。

現行の使用料体系では、右側の図、中ほどの赤い横線の部分が 16 m³までの基本水量区間となりますが、その部分には、濃い青色の変動費は含まれておらず、16 m³以降の水量区分のみに変動費等が上乗せされていると考えられます。このことから、基本水量単価から 16 m³までの変動費分を減額した額を基本料金として設定する方法で算出しました。

令和 12 年度に見込まれる変動費は、103,225 千円となり、これを総排水量で割った、45 円が 1 m³あたりの変動費単価となります。45 円×16 m³で 720 円が 16 m³までの変動費であると試算し、その分を現行基本料金である 1,790 円から引いた 1,070 円を基本料金として設定したものです。このケースの場合、現行基本料金からの減収分は 17 m³以上の従量料金で回収する必要があるということになります。それでは再度 19 ページへお戻りください。

ただいまご説明した基本料金は、ご説明した算出方法により、1,070 円で表では一番上の 0 m³の段に記載されておりますが、改定率をみていただきますと、現行から▲40%という形となっております。また、従量使用料については、16 m³使用時に現行の 16 m³と同額になる設定をしております。グラフを見ていただきますと、グラフの出発点の 0 m³で現行の青い線よりも、オレンジのパターン B-1 の方が低いところから始まっております。そして、16 m³の時点で、青とオレンジの点が重なっており、同額に設定されていることがわかります。次に、表の 17 m³以降の水量区分の一番右の行、改定率を見ていただきますと、ほぼすべての区分で 27%となっております。16 m³未満の水量で現行よりも低額を設定している

ため、従量料金での経費回収が必要となり、改定率が 20%程度に収まらないプランとなっていることがわかります。

次にパターン B-2 です。こちらは、B-1 と同様に基本料金が 1,070 円で、従量使用料は 16 m³使用時に現行の 16 m³使用時と同額に設定しています。グラフを見ていただきますと、16 m³までの部分は、B-1 と同じ形になっております。B-1 と異なる点は、17 m³から 80 m³までの、使用者数の多い水量区分に対し、通増率をつけたパターンとなっており、青い網掛け部分の改定率を見ていただくと、27~30%の改定率となっております。そして、81 m³以降の水量区分では、20%より低い改定率となる設定となりました。

先ほどの B-1 と同様、基本料金の設定が低い分、従量使用料で賄うこととなりますが、B-1 よりも B-2 は、使用者の多い水量区分への通増率を高めたことにより、それ以外の改定率は 20%以上にせず改定が可能であることがわかります。

次に、パターン B-3 と B-4 です。この 2 パターンについては、基本料金の設定を 1,430 円としています。こちらの算出方法については、16 ページをお開きください。

パターン B-3、B-4 の基本料金の算定の仕方の図となっております。

さきほどの、B-1、B-2 では、現行の基本水量単価から 16 m³までの変動費分を減額した基本料金を設定しておりましたが、こちらの B-3、B-4 は現行の基本水量単価から 8 m³までの変動費を減額したものとしています。先ほど確認しましたように、令和 12 年度の 1 m³あたりの変動費の単価は 45 円であるため、45 円×8 m³で 360 円が、現行基本料金の 8 m³までの変動費と考えられます。その額を現行基本料金 1,790 円から引いた額、1,430 円をパターン B-3、B-4 の基本料金として設定しています。こちら基本料金からの減収分は 9 m³以上の従量料金で回収する必要があります。それでは、資料は 21 ページにお戻りください。

こちらのパターン B-3 は、ご説明したとおり、基本料金を 1,430 円に設定しています。改定率にしますと、一番上の一番右の欄にありますように、▲20.11%となっております。従量使用料については、8 m³使用時に、現行の 16 m³使用時と同額になるように設定しております。グラフを見ていただきますと、先ほどの B-1、B-2 に比べ、0 m³のところ部分の青色とオレンジの線の差が狭い形、つまり減額幅が小さい形となっております。そして、8 m³使用の時点で、青とオレンジの線が交わっており、同額であることを示しております。表を見ていただきますと、9~16 m³の区分が若干 20%を上回るものとなっておりますが、17 m³以降は、20%を超えない改定率を設定することができます。しかし、表中央の改定後使用料の最下段の部分をご覧くださいと、見込みの使用料収入合計額がございしますが、390,463,759 円となっておりますが、この金額は目標額としております 395,500 千円に約 500 万円達していない結果となりました。

次に、パターン B-4 です。こちらは、先ほどご説明した B-3 と同様の算出方法で、基本料金を 1,430 円に設定しており、改定率は▲20.11%となっております。従量使用料についても、8 m³使用時に、現行の 16 m³使用時と同額になるように設定しているという点までは、B-3 と同様の設定で、グラフも 8 m³までは同じ形となっております。異なる点は、16 m³使用時に現行の 20%増となるように設定している点です。この階層の改定率が B-3 よりも若干低いため、17 m³以降の改定率が 20%を少しずつ上回る改定率となっております。また、この部分の改定率が B-3 よりも高いことが影響し、B-4 は改定目標額を達成しております。

次にここからは、パターン C 群です。C 群は基本使用料の設定の仕方が現行と同額という考え方となっておりますので、一番上の水量区分の金額が 1,790 円となり、グラフをみていただきますと、一番左の 0 m³の部分は現行と同じところからスタートしております。続いて従量使用料については、16 m³使用時に 20%増となる設定としておりますので、1~8 m³の区間は改定率が 6.7%とかなり抑えられたものとなっております。一方、17 m³以降はやや 20%を上回る改定率となっております。

次にパターン C-2 です。こちらは先ほどの C-1 と同様、基本使用料を現行と同額設定の 1,790 円としておりますが、異なる点は、C-1 が 16 m³使用時に 20%増だったのに対

し、こちらは8 m³使用時に 20%増としている点です。グラフをみていただきますと、0 m³のスタート地点は青とオレンジは同じところとなっておりますが、8 m³時点を C-1 と比べますと、C-2 の方がより青とオレンジのグラフの差が大きく広がっております。8 m³時点で改定率を上げていることが影響し、17 m³以降の水量区分については、18%程度の改定率になっていますが、一方、9～16 m³の水量区分では、42%という改定率になる結果となりました。この部分をグラフで見ますと、16 m³使用時の改定率も他と比べ大きいことから、青とオレンジの棒の開きが大きく、グラフ全体の伸び方が最も直線的に伸びていくものとなっております。

最後にパターンDです。こちらはパターンC-1 と同様、現行と同額の基本料金を設定し、従量使用料について 16 m³使用時に 20%増となるように設定していますが、異なるのは17 m³以降の単価設定です。これまで、各水量区分がほぼ同一の改定率となるように設定してきましたが、こちらは単価を単一にして設定しているものです。表の左から3行目を見ていただきますと、17 m³以降すべて同額のm³単価 191 円となっております。その結果、表の一番右でわかりますように、水量区分が上げれば上がるほど、現行よりも改定幅が下がっていき、最大水量区分では、現行よりも▲28.48%となっていることがわかります。

グラフでは、2枚に分けて記載しておりますが、右のグラフの 300 m³あたりのところで現行よりも改定パターンの方が低くなっているということがわかります。

ここまで、各パターンの改定内容について、基本料金の単価設定や、改定率に注目しながら見ていただきました。

ここからは、これまでのパターンを横並びにしたグラフです。まずは、水量区分ごとのm³単価を比較した表です。左から2行目に現行m³単価が記載されております。各パターンごとの一番左の行が改定案のm³単価で、一行飛ばして右側の行に現行からの改定率を記載しております。赤字でマイナス表記されているものが、現行よりも低く設定されている部分です。また、表の下の部分見ていただきますと、下から3段目部分には、各パターンごとの使用料に含まれる基本料金の割合と、その下の段には見込みの年間使用料収入を記載しております。現在、目標として設定しているのが、395,500 千円で、各パターンはこの金額程度になるように試算して改定単価を設定していますが、ご確認いただきますと、パターンB-3 のみ、約 500 万円、パーセントにして 1.3%、目標額に届かないパターンとなっていることがわかります。

こちらは、パターンC-1 からDまでの単価比較表です。この中では、パターンDが目標額に 1 万3千円届いていないことがわかります。

こちらは、各パターンの使用水量別に比較した表です。算出している使用水量は、水量区分の分け方よりも細かい区切りで表記しています。左から2行目が現行料金体系時の使用料で、パターンごとの行には、使用料と現行からの増減額、改定率を記載しています。下段には、パターンごとの基本料金が使用料収入に占める割合、年間見込み収入額と目標収入額との差額と、最下段には、それぞれのパターンの試算結果の特徴などを記載しております。

この表で、パターンごとの着目点を見てみたいと思います。パターンAは、すべてのパターンの中で、最も基本料金割合を高く設定し、基本使用料が現行より高くなっています。そのため、従量使用料の改定率も一定したものが設定できています。次にパターンB-1は、現行よりも720円安い基本料金の設定となっていること、また、16 m³までの使用者に対し負担の少ない設定となっています。しかしその分、60 m³以上の使用者の改定率を高くして、少量排水区分の減収を賄う必要がでてきてしまうため、20%以上の改定率が必要となります。

次にパターンB-2は、B-1と似た設定をしているパターンで、基本料金と16 m³使用までの料金にほぼ差がありませんが、減収した分を賄う階層を中間層にし、大口使用者の改定率が上がりすぎないように設定したものです。こちらでも40～100 m³使用時に高い改定率が必要になる結果になっています。

次にパターンB-3です。こちらは、基本料金の金額設定を1,430円にし、現行より360円低く設定しています。また、旧基本水量の使用者について、8 m³までは現行よりも高くな

ることがないように設定し、さらに 16 m³まで使用しますと、現行より 20%程度増加するように設定しました。さらに、17 m³以降についても、20%を超えない単価設定としました。全使用区分を通じて、バランスのよい賦課ができていますように見えますが、増収目標の金額に対して、約 500 万円収入が足りない試算になっております。

次にパターン B-4 です。B-3 と同様の基本料金と 8 m³までの使用料単価を設定していますが、異なるのは、17 m³以降の単価設定で、増収目標を達成できるように設定しますと、全体を通して 20%をやや超える改定率となる結果となりました。

次にパターン C-1 です。こちらは、基本料金の設定額を現行と同額に設定しているため、すべての水量区分で改定率がマイナス、つまり現行より安くなる使用者はおりません。また、16 m³以上の使用者の改定率はほぼ 20%程度の改定率に収まるような形となっています。次にパターン C-2 です。こちら基本料金を現行と同額に設定しておりますが、C-1 と異なるのは、8 m³～20 m³使用時の改定率です。8 m³使用時に 20%増とするよう設定しましたが、その影響を受ける形で、16 m³使用時にはさらに改定率が上がり 42%まで、20 m³使用時には、34%まで上昇します。しかし、このあたりの水量区分で増収できることが影響し、40 m³以降は 18%程度の改定率を設定することができるという結果でした。

最後にパターン D です。こちらも現行と同様の基本料金と、16 m³使用時に 20%増という設定をしておりますが、その後の使用料単価を単一単価として設定しています。増収目標をほぼ達成できる単価水準としますと、現行よりも高くなる水量区分が多いですが、大口使用者については現行よりも単価が下がるという形となり、改定率のデコボコが大きくなってしまったという結果となりました。

ここまで、各パターンを横並びにし、特徴を比較したものです。

最後に、参考資料として作成しましたのが、水量区分別の使用料の回収割合です。料金体系の各水量区分が、使用料収入の中でどの程度の割合を占めているかを確認いただけるものです。例えば、一番左の青色の部分は基本料金部分を表しておりますが、現状が約 33%なのに対し、パターン B 群は、現行よりも基本料金を低く設定しておりますので、割合も低くなっていることがわかります。また、使用者の最も多い階層は、9 m³～60 m³あたりとなりますが、17 m³以上は単価もある程度の水準でかかっているため、回収割合が高くなりますが、9～16 m³については、対象件数の多い区分ではあるものの、いずれのパターンも単価の低さから使用料の回収割合としては低い状況であることがわかります。

また、一番右側の深緑色の部分は大口排水者が占める割合を示しているといえますが、現状が 16.3%なのに対し、いずれのパターンも、現状よりも大口排水者への依存度を高めることなく、設定できていることがわかります。参考資料としてご確認ください。

資料の説明は以上です。

議 長

ただいま、事務局から「公共下水道使用料の改定について」の説明がありました。この内容について、ご質問等があればお願いします。

委 員

基本使用料をどうするか、従量使用料について誰がどの程度負担するか、ということを考えるということだと思う。

料金改定を考えるのに、増収目標を達成しない目標はいかがかなと思うので、B-3 や D は検討から外してよいのではないかと。また、どこかの階層が突出して負担率が高いようなものも、使用者に対して提案しづらいように思うので C-2 や D も外して考えてもよいのではないかと。

委 員

使用料対象経費に対する基本料金の割合が 3 割程度という目安は、ひとつ持っておくべきものと思う。

委 員

住民の負担に配慮するという点と、持続的な経営を目標とするということの両立を考えるということと、急激な負担変動は避けた方が負担する住民への配慮になるという観点から、ある程度均等に配分される B-4 や C-1 が、地区に持ち帰って説明する際にも説明しやすいのではないかと感じた。

委 員

やはり、料金改定を考えるにあたっては、現行よりも下がる水準というのは、財源の確保や受益者負担の観点から合わないのではないかと思いますので、B-3 や D は除外してよいと思う。

委 員

B-1 も一定以上の水量区分が極端に多くなっているし、大口排水者への依存度が高まってしまうという点でも合っていないといえると思う。

委 員

パターン A は改定率のバランスは良いが、基本料金が上がるパターンで、基本料金も従量料金も上がるとなると、もしかすると使用者の受け止め方という部分で難しいところがある可能性が考えられる。

委 員

パターン B-4 などは、基本料金が多少下がり少量排水者の方に配慮することができる。排水量と生活状況の相関関係はわからないが、もしかすると少量排水者の中には、配慮が必要な人も含まれているかもしれないと考えると、ある程度有効な部分もあるかもしれない。

委 員

どこかの排水量区分の方に配慮するということは、公営企業的ではなく一般行政的な考え方ではないかなと思う。

委 員

B-4 と C-1 のパターンの違いはなにか。

事務局

まずは、基本料金の設定の違いが大きい。B-4 は基本料金を少し安く設定しているので、その分を従量使用料に賦課している。ある程度の排水がある使用者に若干多めの改定率をかける形となる。C-1 は、基本料金は誰も下がることがないため、ほぼ均等に改定率が上がることとなる。

委 員

他の自治体はどうか。

事務局

当町と似た状況で基本料金を設定している自治体は鎌倉市だが、基本料金の設定はかなり低めの設定としているようである。これまでの単価設定の違いによる影響も大きいと思う。自治体によって状況が様々であるため、単純に比較することは難しく、使用料対象経費の固定費の大きさなどから考えることになるのではないと思う。

委 員

先ほども意見があったが、基本使用料の設定については、現行と同等の3割というのが望ましいのではないかなと思う。昨今の物価高騰で、下水道事業についても他のものと同様に固定的経費が上昇している状況であると思う。

固定的経費の回収額の設定は、将来的な負担を考えると非常に重要ではないか。資料の中にもあったが、本来、固定的経費を基本使用料で賄う場合、4,790 円という金額を設定すべきところを、1,790 円としているという状況があるとのことだった。確かに、使用者の負担感、町民の感情を意識することも大事だが、長期的な目線で経営的なことを考えると、基本使用料の割合を下げることによって、今後、急激に基本使用料を上げなければならない、ということが発生し得るのではないかな。そう考えると、パターン A、または C-1 あたりなどが妥当ではないかなと考える。固定的経費は使用水量の有無に関わらず回収すべき費用であるため、後世に負担を残さないためにも、ある程度の水準に設定していくことが重要と思う。

委 員

パターン C-1 程度であれば、固定費の設定は許容範囲と考えるか？

委 員

本来、固定費の回収には 4,790 円の基本使用料が必要で、これは現行の 2.7 倍の数値であるという説明があった。C-1 は、現行と同額ということで、実質的には値下げになるということである。今後、各水量区分の構成に変化があったときに、思うような収入が得られないということが起こる可能性もあることを考えると、C-1 で将来的にも経費が賄えるのか、という部分が不透明ではないかという部分もある。

議 長

質問は出尽くしたようですので、委員それぞれにどのパターンが良いと考えているか伺っていききたいと思います。

委 員

使用者でもある立場からすると、心情的には B-4 が良いと思うが、財政的な側面の話を聞いていくと、昨今の下水道の事故に関する報道なども多く、値上げの話を聞いても仕方ないといえる時期ではあると思う。それを考えるとパターン A も致し方ないのではないかなと思った。

委 員

「説明」と「説得」の側面があると思う。町民に説明をする上では、物価上昇や使った水の量だけではなく、施設を使うという意味で基本料金を値上げするということを説明するのは、時流として説明しやすいと思う。しかし、説得となると心情的なものが働くので、基本料金を据え置くという考え方もあるのではないかなと思う。

経営全体の黒字化、持続可能なお金の配分を考えるなら、基本料金値上げのパターン A が妥当であると思う。

委 員

経営基盤の安定という意味でパターン A が良いと思う。

委 員

大口使用者という観点からみると、パターン A がよいと思っている。

委 員

B-4 が良いと思っている。少量排水者の方たちの生活のことを考えてしまうと、少額の

値上げであっても、その影響が大きいであろうことを考えてしまうので、少しでも少量排水者に配慮したものがよいと思う。

委 員

パターン A でいいと思っている。現在、維持管理などにまつわる費用、材料費なども上がり上がってきている。きちんと値上げしないと、今後、維持管理ができなくなってしまうという可能性もあり、パターン A が良いのではないかなと思う。

委 員

いろいろなところに配慮すると、パターン C-1 が良いと思っている。

議 長

それでは、当審議会では、パターン A が多数であったため、パターン A を採用ということにしたいと思います。

それでは、続いて「報告」の（１）「下水道使用料改定に係る審議結果概要（案）の作成について」に入りたいと思います。事務局よりご説明をお願いします。

事務局

それでは、報告の「下水道使用料改定に係る審議結果概要（案）の作成について」ご説明いたします。

先ほどご審議いただきました結果、改定料金表について決定いただきましたが、その内容を含めまとめまして、下水道使用料改定に係る答申書を作成することとなります。答申書は、要点のみをまとめたものとなりますが、それに附属する説明の資料のような形で、審議結果概要を作成することとなります。

現在、作成を始めておりまして、本日、お手元に（素案）という形でお配りさせていただきました。現状は、前回の審議会までの内容で構成しておりますので、ここに本日の審議結果を加えまして、最終的にまとめていく形です。

スケジュールとしては、本日の結果を加えて、（案）として作成したものを、5月中には、皆様のお手元にお送りさせていただきたいと思っております。その後、大変お手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、委員からご意見を頂戴したいと思っております。そのいただいたご意見を、結果概要に反映させて、（案）を完成させたいと思います。そして、次回の審議会にて、最終確認作業を行い、よろしければ完成、という流れを予定しております。

それでは、現状は、まだ（素案）という形ですが、本日、皆様には、資料の構成がどのようになっているかなど、大枠のみご説明させていただきたいと思います。

表紙をお開きいただきまして、目次をご覧ください。項目としては、現在、6項目としております。これまでの改定検討を進めてまいりましたが、その検討の過程を、順を追ってまとめている形となっております。

お開きいただきまして、1 ページには「はじめに」ということで、リード文と、過去の使用料の改定状況などを記載しております。次に2 ページに「2 本町の下水道事業の現状」ということで、第 70 回の審議会を確認いただいた、現在の下水道の整備状況や経費回収率を記載しております。

次に3 ページに「本町の中長期的な財政シミュレーション結果」として、第 71 回の審議会でご審議いただきましたような内容を記載しております。経営戦略の改訂作業の中で行った、有収水量の推移見込みや、財政シミュレーションの結果などから、今後の収支の見込み状況をお示しし、現状のままでは令和 14 年度に現金預金が不足するという状況を示しております。

そして、5 ページからは、「目標とする使用料水準の検討」で、第 72 回の審議会でご検討いただきました、経営を現状維持するためには、今後どのような使用料の水準を目標とする

か、という検討内容を記載します。ここで、複数のパターン検討を行った結果、使用料改定率 20%を行うパターンに決定したことを記載します。

次に、8ページからは、「目標改定率に対応した改定料金表の検討」の項目として、前回と今回の検討結果をまとめます。ここでも、複数のパターン検討を行った結果、決定した改定案の料金体系について記載する形を予定しております。

そして、最後には「まとめ」のページを設けるような流れを予定しております。

現在は、まだ素案の段階ですが、構成としてこのような形を考えておりまして、文章や表の構成など、今後修正を進める予定をしております。

委員の皆様には、後日お送りいたします（案）にお目通しをいただき、ご意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

ただいま、事務局から「下水道使用料改定に係る審議結果概要（案）の作成について」の説明がありました。この内容について、ご質問等があればお願いします。

議 長

それでは、質疑はないようですので、「その他」について事務局いかがですか。

事務局

次回の審議会の日程についてです。次回は6月17日（水）10時からで、4階第一会議室でお願いします。

議 長

その他、何かございますか。

特にないようでしたら、本日の議事はすべて終了いたしました。これで議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

大田会長、委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして「第74回大磯町下水道運営審議会」を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。